

担 当	愛知労働局雇用均等室
	室長 稲葉 和子
	地方機会均等指導官 杉本 渉
	地方育児・介護休業指導官 久木山アキコ
	地方短時間労働指導官 矢島 信子
	電話052-219-5509 FAX052-220-0573

育児・介護休業法関係の相談が前年の2.3倍に増加

平成21年度男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・パートタイム労働法の施行状況等について

1 施行状況 (資料1・2)

(1) 相談の状況

相談件数: 6,010件(前年度比1.4倍)

- ・ 特に、育児・介護休業法関係(4,084件)は、法改正を踏まえ、前年度比2.3倍と急増。
- ・ 均等法関係(1,692件)、パートタイム労働法関係(234件)は減少。

相談内容

<均等法関係>

- ・ セクシュアルハラスメントに関する相談(823件)が最も多い。
- ・ 妊娠・出産等を理由とした解雇等の不利益取扱いに関する相談(246件)は、前年度比1.3倍の増加。

<育児・介護休業法関係>

- ・ 育児休業申出・取得を理由とする不利益取扱いに関する相談(161件)は、前年度比2.4倍に増加。

<パートタイム労働法関係>

- ・ パートタイム労働指針に関する相談(58件)、通常の労働者への転換に関する相談(35件)が多い。

(2) 紛争解決援助等の状況

労働局長による紛争解決援助申立件数:18件・均等法関係(13件)、育児・介護休業法関係(5件)

調停申請件数:5件・均等法関係

(3) 行政指導の状況

報告徴収を実施した事業所数 633事業所

指導件数 1,284件

均等法関係(354件)、育児・介護休業法関係(26件)、パートタイム労働法関係(904件)

育児・介護休業法関係については、労働者からの相談を端緒とした権利侵害が疑われるケースのみ実施

(改正育児・介護休業法の周知に重点 説明会実施回数 49回 参加事業所数 5,463事業所)

2 平成22年度雇用均等行政の重点対策

(仕事と家庭を守るための対策) (最重点)

改正育児・介護休業法の周知及び施行

次世代育成支援対策推進法(平成23年4月施行分)の周知

妊娠・出産及び育児休業の取得や申出等を理由とした不利益取扱いの禁止についての周知啓発

労働者からの相談への迅速かつ厳正な対処

(男女雇用機会均等確保対策の推進)

(パートタイム労働対策の推進)

改正育児・介護休業法等説明会 6月29日(火)13:30～ 於ウインクあいち(資料3)

内容:「改正育児・介護休業法と就業規則の作成」、「はじめて作る一般事業主行動計画」ほか

< 添付資料 >

資料1 [雇用均等室における相談・指導状況\(PDF\)](#)

資料2 [平成 21 年度 対応事例\(PDF\)](#)

資料3 [改正育児・介護休業法等説明会のご案内\(PDF\)](#)